

平成31年度都の施策 及び予算に関する要望書

平成30年7月

特別区長会

平成30年7月

東京都知事
小池百合子 殿

特別区長会会長
西川 太 一 郎

平成31年度都の施策及び予算に関する要望について

平素から、特別区政の運営につきましては、特段のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

現在、特別区は首都東京を担う基礎自治体として、住民の期待に的確に対応すべく、積極的な取り組みを進めているところです。

しかしながら、特別区の住民にとって緊急の課題である、安全・安心まちづくり、福祉、都市基盤、環境等の施策を遂行していくためには、なお多くの面で制度の改善や財政措置の充実強化が必要です。

つきましては、都における平成31年度予算の編成にあたり、特別区の事情を十分ご賢察のうえ、次の要望を実現されるよう特段のご配慮をお願いいたします。

<要望事項>

	頁
1 治安対策の強化	1
2 特別区都市計画交付金の拡充	2
3 都区の役割分担等に関する協議の実施	4
4 子育て支援策の充実	5
5 児童相談所設置の促進	7
6 ホームレス自立支援策の充実	9
7 障害者施策の充実	11
8 高齢者福祉の充実	12
9 都有財産の活用	13
10 医療体制の充実と整備	14
11 配偶者暴力の防止と被害者保護の充実	16
12 医療保険制度の充実	17
13 住宅宿泊事業法関係業務等への支援	19
14 受動喫煙対策の推進	20
15 交通システムの整備促進	21
16 都市計画道路等の整備促進	22
17 都市インフラの改善	24
18 災害対策の充実	26
19 放置自転車等対策の推進	30
20 都市河川等の水質の改善	32
21 地球温暖化防止対策の推進	33
22 オリンピック・パラリンピック支援策の充実	34

1 治安対策の強化

都内における犯罪認知件数は、平成15年以降減少に転じ、治安対策は一定の成果を上げてきている。

しかし、平成29年6月実施の都民生活に関する世論調査によると、区部においては治安対策に関する要望が1位となっている。

住民の不安を払拭する治安対策の強化のため、次の方策を講じること。

(1) 総合的な治安対策の強化及び安全・安心まちづくり施策の拡充

総合的な治安対策を一層強化するとともに、区や住民等が実施する安全・安心まちづくりに関する取り組みへの財政支援等の拡充を図ること。

(2) 地域の防犯力の強化

地域の防犯力を強化するため、防犯設備等の設置、青パトをはじめとした防犯活動に使用する資機材等の整備に係る経費に対する既存補助制度の補助率等を引き上げるとともに、その防犯設備や防犯活動に使用する資機材等の維持管理経費に対する補助制度の創設等を図ること。

また、国に対して、地域団体や商店街が整備する防犯カメラを対象とした助成制度の創設を働きかけること。

2 特別区都市計画交付金の拡充

特別区都市計画交付金は、本来基礎自治体が行う都市計画事業の財源である都市計画税が特別区の区域では都税とされている中で、特別区が行う都市計画事業の財源を確保するために設けられているものである。

平成30年度の都市計画税予算額は前年度から大きく増加している一方で、都市計画交付金予算額については前年度同額の200億円に据え置かれており、依然として区側が求めてきた水準からは程遠い状況にある。

このため、都市計画税本来の趣旨を踏まえ、特別区が行う都市計画事業をより計画的に推進できるよう、次のとおり改善すること。

また、都市計画に係る役割分担のあり方やその財源のあり方等について協議するため、都区財政調整協議とは別に、都市計画税に係る協議体を都区協議会の下に設置すること。

(1) 都市計画事業の実績に見合う配分

都市計画税が本来基礎自治体の行う都市計画事業の財源であることを踏まえ、都区双方の都市計画事業の実績に見合った配分となるよう、増額すること。

(2) 全都市計画事業の交付対象化

交付対象事業や面積要件等、限定基準を設けることなく、全都市計画事業を交付対象とすること。

(3) 交付率の上限撤廃等の適切な改善

交付率の上限の撤廃や実績と乖離して算定されている工事単価の引き上げ等、適切な改善を図ること。

3 都区の役割分担等に関する協議の実施

特別区の自主・自立を一層推進するため、次の方策を講じること。

(1) 都区制度改革・地方分権の趣旨を踏まえた役割分担や税財政制度等に関する協議の再開

平成12年の都区制度改革及び地方分権の趣旨を踏まえた都区のあり方について、事務配分や税財政制度等を根本的かつ発展的に検討するため、都区協議会の下に設置した都区のあり方検討委員会の協議を再開すること。

(2) 用途地域等都市計画決定権限の移譲等に関する協議の実施

特別区の住民との合意形成等を踏まえた主体的・自立的なまちづくりの推進に資するため、用途地域等都市計画決定権限の移譲等について、都区間で協議・調整できる場を設定すること。

(3) 都区の共有財源に係る政策的減免の新設・拡大を検討する際の事前協議

都区財政調整制度の財源である固定資産税・市町村民税法人分等について、東京都において政策的に減額・免除の新設・拡大を検討する際は、必ず事前に特別区と協議すること。

4 子育て支援策の充実

女性の社会進出や様々な雇用形態に対応するため、長時間保育や学童保育等、多様な保育サービスの提供が求められている。しかし、地価や賃料の高い特別区では、保育施設や学童保育施設等の整備は財政負担が大きく、民間事業者にとっても参入が困難な状態にある。

このため、特別区に特に多い待機児童の解消を図るとともに、妊娠・出産から子育てまでの切れ目ない支援を行えるよう、次の方策を講じること。

(1) 子ども・子育て支援新制度等への対応

平成27年度から導入された子ども・子育て支援新制度において、制度の実施主体である特別区の実情に合った運用を行うため、3歳児以降の保育の受入等をはじめとする切れ目ない子育て支援を行うために要する学童クラブ等の施設の整備推進や保護者への補助を含む財政支援のほか、保育士の安定確保を目的として、国家戦略特別区域法に基づく地域限定の保育士試験の実施を実現すること。また、地域の子ども・子育て支援事業の充実に必要な子育て支援員等の人材育成を行うこと。

国に対して、子ども・子育て支援新制度外となっている認証保育所等の認可外保育施設への子ども・子育て支援新制度の適用拡大だけでなく、多様な保育サービスの提供に即した保育士等の人材の安定確保を国に働きかけること。

(2) 待機児童対策に係る特別区の独自施策への財政支援、保育施設の整備への対応

東京都認証保育所や特別区独自の基準による認可外施設を含めた保育施設の開設、経常的なランニングコスト、大規模修繕等、特別区が実施する待機児童対策への財政支援を拡充すること。

また、保育所の認可手続きの簡素化や期間の短縮、都営住宅に併設する保育所の運営主体を拡大すること。

(3) 子育て世代の経済的負担の軽減

子育て世代の経済的負担の軽減のため、また貧困の世代間連鎖の解消に向け、子どもの貧困対策のための教育サービスなどの現物給付に係る財政措置を実施すること。

あわせて、中学生までを対象とした子どもの医療費助成制度創設及び子どもの貧困問題を解消するための手当の創設等の金銭給付に係る財政措置並びに生活困窮世帯の子どもに対する学習支援に係る財政支援の拡充を国へ働きかけ等を行うこと。

また、特別区が独自に実施する子どもの貧困対策事業について、財政支援や補助事業の継続、拡充を行うこと。

5 児童相談所設置の促進

平成29年4月に施行された「児童福祉法等の一部を改正する法律」では、特別区も、政令による指定を受けて児童相談所を設置できることとされた。

特別区においては、平成28年4月の特別区長会総会で、「準備が整った区から、順次、児童相談所の設置を目指すこと」を確認し、移管に向けた検討を進めている。

また、平成29年6月から、当面の対応として世田谷区、荒川区、江戸川区の3区と都の間で、児童相談所設置計画案の確認作業を開始し、その経過を設置希望区全体にフィードバックしながら、各区が移管準備に取り組んでいるところである。

子どもたちのために、都と区が連携し、力を合わせられるよう、現在実施している支援と協力を拡充するとともに、特別区における児童相談所の移管・運営が円滑に行えるよう、次の方策を講じること。

(1) 児童相談所の移管に係る財政措置

特別区が今後行う児童相談所行政について、移管に必要な財源を確実に移譲すること。

また、特別区に対し、児童相談所業務に係る財政支援を行うこと。

(2) 児童相談所開設時の立ち上げ支援

特別区職員の派遣研修の受入れ及び受入枠の拡大、所長やスーパーバイザーを含めた都職員の特別区への派遣及び身分切替、業務内容の情報提供や業務運営に関する助言・援助など、特別区

児童相談所開設にあたっての立ち上げ支援を行うこと。

また、平成30年度中を目途に見直すとされている都道府県推進計画の中で、各区の設置計画を踏まえた都の具体的スケジュールを明示し、設置希望区に対する支援を計画的に実施すること。

なお、派遣研修の期間及び内容等については、各区の状況を踏まえて、柔軟に対応すること。

(3) 都有財産の活用

特別区による児童相談所及び一時保護所の整備に関して、未利用都有地や都の児童相談所等の既存施設等の無償譲渡・貸付、または減免措置等を行い提供すること。

(4) 都区間における協議の場

平成30年5月から開始した施設入所等に係る広域調整に関する都区の検討について、設置希望区が計画どおりに児童相談所を設置できるよう、効率的かつ着実に進めること。

また、上記の検討に加え、児童相談所の立ち上げ支援や、特に高度な専門的知識等を要する相談への対応に係る連携体制の確保など、特別区による児童相談所設置に伴い都区で調整が必要な課題についても、早急に設置希望区全体との協議を開始すること。

6 ホームレス自立支援策の充実

ホームレス自立支援策については、都区が共同して事業を実施しているが、就労や住宅等の課題の解決や、ホームレスの都市部への集中化に対応するためには、広域的な取り組みが必要である。

このため、国に対して、総合的な対策を国の責務として講じるよう、働きかけを行うこと。また、次の方策を講じること。

(1) 就労対策のさらなる充実と住宅対策の強化

ホームレスの社会復帰を促進するため、ホームレスそれぞれの事情に合わせた実効性のある就労対策を行うこと。また、自立支援センター退所者の安定した生活を確保するため、都営住宅の提供戸数を拡大すること。

(2) 生活保護費の都費負担期間の延長等

長期にわたり生活保護を受給し続けるケースが増加する中、簡易旅館等で保護を開始した者の生活保護費について、都区の負担期間の実態を踏まえて見直すこと。また、住所不定者や路上生活者には、介護保険の被保険者になる者も多いことから、介護サービス給付に係る財政措置を講じること。

(3) 都市部への集中化によるホームレスに係る対策の推進

東京都と特別区が共同で行うホームレス対策事業は、平成27年度に施行された生活困窮者自立支援法の中に位置づけられる事業となったが、従前から実施している特別区との共同事業を継続するとともに、国に対して都市部におけるホームレスの

集中化への対策として、各区の実情に応じた従前の財政措置の継続及び一層の拡充を働きかけること。また、山谷問題に対する取り組みとともに、東京都内へのホームレス集中化に係る総合的施策について、関係区と連携を図りながら推進すること。

7 障害者施策の充実

障害者施策の充実のため、地域の実情に応じた財政措置等が行われるよう、次の方策を講じること。

(1) 障害者グループホーム設置促進のための支援の充実

障害者施策に係る基盤整備を充実させるため、都が行っている障害者通所施設等整備費補助について、補助対象に土地の取得を加え、かつ既存の補助基準額の上限額を引き上げる等の拡充を行うこと。

(2) 重症心身障害者の通所施設等の充実と都区の役割分担の明確化

重症心身障害者施設の定員増をはじめとする通所事業、短期入所事業の充実を図ること。特に、濃厚な医療的ケアを要する重症心身障害者の受入れや各施設の整備については、広域的な観点から都が主体的に取り組むこと。

8 高齢者福祉の充実

高齢者福祉を充実させるため、次の方策を講じること。

(1) 事業用地確保に対する補助

地価や賃料等の高い特別区においては、用地の確保が困難であることから、特別養護老人ホーム等の高齢者福祉施設の用地取得補助制度を再開するとともに、定期借地権利用による補助制度を継続すること。

(2) 施設整備に対する補助制度の充実

高齢者福祉に係る基盤整備を充実させるため、都が行っている高齢者福祉施設整備費補助制度等を地域の実情に合わせ拡充し、支援の充実を図ること。

(3) 特別養護老人ホームの大規模改修時の既存入所者の一時受入れ支援等

特別養護老人ホームの大規模改修が円滑に行えるよう、改修時に必要となる既存入所者を一時受入れるための制度構築や施設等の整備支援を行うこと。

(4) 介護人材の確保・定着及び育成に関する施策の実施

特別養護老人ホーム等整備の推進には人材確保が不可欠である現状を踏まえ、介護人材の確保・定着及び育成に関する施策を実施すること。

9 都有財産の活用

地価や賃料の高い特別区においては、用地の確保が困難であることから、待機児童解消のための保育施設、高齢者福祉施設等の福祉関係施設や災害備蓄物資の保管場所等の整備が進まない状況にある。

このため、都有財産の積極的な活用をさらに促進するよう、次の方策を講じること。

(1) 未利用都有地等の積極的な提供等

未利用都有地等について、当該土地の存する特別区が、保育施設、高齢者福祉施設等の福祉関係施設及び災害備蓄物資の保管場所等の防災関係施設等、区関係施設を整備するために活用を希望する場合は、さらなる情報提供を行うとともに、積極的な都有地等の提供を行うこと。

(2) 都有地活用に向けた制度の拡充

保育事業等への民間事業者の参入を促進するため、都有地の定期借地契約による貸付の際の貸付料の無償化及び保証金の廃止や、売却価格などの減免による負担軽減を行うなど、支援制度のさらなる拡充を行うこと。

10 医療体制の充実と整備

患者中心の医療の実現に向け、より効率的で質の高い医療体制を構築していくとともに、急性期から回復期、在宅療養に至る医療サービスを地域ごとに切れ目なく確保するため、次の事項について、さらに実効性のある方策を講じること。

(1) 地域包括ケアシステムの整備に向けた区市町村への支援

区市町村が在宅療養支援に取り組むにあたり、地域連携を促進する仕組みを構築し、訪問診療を行う医師等の人材確保及び財政支援を行うこと。

(2) 感染症対策における財政措置及び支援

感染症に関するリスク管理は喫緊の課題であるため、医療機関等との連携及び専門的な研修の実施について支援するとともに、救急医療体制の充実強化を図ること。

(3) 基準病床数の算定方法の見直し等

人口及び入院患者の流入、高齢化社会の進展、医療機関の偏在等、地域医療の実情を踏まえた基準病床数を設定できるよう、全国一律の算定方法の見直しを国に働きかけること。また、医療計画の改訂の際には、自治体間の適正な病床配分に配慮すること。

(4) 周産期医療体制の充実強化

地域の出産施設等と高次医療施設、及び産科の救急診療と他診療科との相互の連携・協力体制を強化すること。また、産

科・小児科等の医師不足を解消するための支援策を充実するとともに、NICU（新生児集中治療管理室）やMFICU（母体・胎児集中治療管理室）の増床等、母体救命救急を強化し、安心して出産できる体制を整備すること。

1 1 配偶者暴力の防止と被害者保護の充実

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律が一部改正（平成26年1月3日施行）されたが、配偶者等からの暴力やストーカー行為等による被害は年々増加しており、被害が若年者にも及んでいることも深刻な社会問題となっている。これ以上、被害を拡大させないため、次の方策を講じること。

(1) 被害者支援と安全な生活、就業・就学支援のための施設整備
区や関係機関と連携した広域的な被害者支援体制を継続するとともに、性別や年齢に対応したシェルターや就業・就学支援のための施設を整備すること。

(2) 関係機関との連携強化等による総合的な支援体制の構築

被害者の若年化や、家庭内における子どもたちへの被害防止のため、関係機関との連携強化による総合的な支援体制を構築すること。また、女性だけでなく、男性やSOGI（性的指向と性自認）の方々における被害も深刻であり、安全な被害者保護施設と相談体制を整備すること。

さらに、再犯防止のため、加害者に対する更正プログラムを研究し、早期に導入すること。

1 2 医療保険制度の充実

特別区国民健康保険は被保険者の高齢化により医療費が増嵩する一方、被保険者に占める無職・非正規雇用・外国人世帯の割合や転出入率が高いことなどにより、保険料徴収に関して非常に厳しい環境下に置かれるなど、保険者の努力だけでは解決し得ない様々な課題を抱えている。

このため、財政運営の責任主体として国保運営の中心的な役割を担う東京都は、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営ができるよう、次の方策を講じること。

(1) 国保制度改革における激変緩和措置及び財政支援のさらなる実施

国が示すガイドラインを踏まえた激変緩和措置や東京都における被保険者の保険料負担に配慮したきめ細かい激変緩和措置が講じられたが、区市町村は引き続き一般財源を補填している。その現状を踏まえ、さらなる財政支援を講じること。

(2) 低所得者等に対する保険料負担軽減策のさらなる実施

東京都の責任において、低所得者に対するさらなる保険料負担軽減策を講じること。

(3) 多子世帯への支援

子育て世帯の経済的負担を軽減するため、東京都の責任において、子どもに係る均等割保険料の軽減や多子世帯に対する保険料負担軽減策を講じること。

(4) 外国人の収納率改善のための措置

外国人の資格の適正な管理や収納率の確保等が行えるよう、東京都の責任において、国保の制度や運用の改善に向けて必要な措置を講じること。

13 住宅宿泊事業法関係業務等への支援

平成30年6月15日に施行された住宅宿泊事業法のもとで、多くの特別区では条例を制定し、いわゆる「違法民泊」対策や良好な生活環境の確保を行うことにより、健全な住宅宿泊事業の普及を図っているところである。

このため、次の方策を講じること。

(1) 事務経費、人件費等の財源措置

事業者の届出受付や報告書類の入力等の事務処理、施設への立入調査及び事業者の指導等を行うために要する人的措置等に対する財源措置を行うこと。

(2) 警視庁、消防庁等の所管行政庁との連携体制の強化

住宅宿泊事業に起因する諸課題の解決に向けて、警視庁、東京消防庁及び所管行政庁の協力が重要であることから、特別区とのより緊密な連携体制を構築すること。

14 受動喫煙対策の推進

健康増進法改正や都条例制定による屋内や敷地内の規制強化に伴い、屋外での受動喫煙が今後増加することが懸念されており、屋内外ともにバランスのとれた総合的な対策を行うことが重要である。

このため、次の方策を講じること。

(1) 各区の取り組みとの連携

特別区は、先行して路上喫煙対策等の取り組みを行っている。このため、都条例の施行においては、区との十分な調整・協議を経たうえで、地域特性を踏まえた各区の施策を尊重すること。

(2) 都区の役割分担及び財政措置

基礎自治体である区及び広域自治体としての都の各々の役割を明確にし、都は条例制定主体として、全体的な調整を図るとともに住民や事業者への丁寧な説明等を行うこと。また、新たな規制の導入に伴う区の役割については、十分な財政措置を行うこと。

15 交通システムの整備促進

特別区における交通システムの整備は、沿線地域のみならず東京圏全体の公共交通環境の向上に寄与するものであり、極めて重要な課題である。

このため、交通政策審議会が平成28年度に答申した、「東京圏の都市鉄道が目指すべき姿」を実現する上で意義のあるプロジェクトと位置づけられた以下の路線について、早期の実現に向けた方策を講じること。

- (1) 東京8号線の延伸（豊洲～東陽町～住吉～押上～四ツ木～亀有～野田市）
- (2) 東京11号線の延伸（押上～四ツ木～松戸市）
- (3) 東京12号線の延伸（光が丘～大泉学園町）
- (4) 京浜急行空港線と東京急行多摩川線を短絡する路線の新設（京急蒲田～蒲田）
- (5) 台場・有明から都心部を結ぶ地下鉄新線の新設（臨海部～銀座～東京）

16 都市計画道路等の整備促進

都市機能を向上させ、社会・経済活動を支える活力あるまちづくりを推進し、緊急輸送路としての機能を確保するため、「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」及び「踏切対策基本方針」に基づき、次の方策を講じること。

（1）都市計画道路の整備推進

- ① 都が施行する優先整備路線に位置づけられた都市計画道路の整備推進と、早期に整備するために必要な財源措置を講じること。
- ② 用途地域変更の柔軟な対応等、沿道地権者の建替え支援策を推進すること。
- ③ 道路の拡幅整備にあたっては、安全な自転車通行空間の確保と渋滞対策を図ること。

（2）連続立体交差事業の促進

抜本的な踏切対策である連続立体交差事業を計画的かつ確実に促進するよう、必要な財源を確保すること。都施行の路線については早期完成を図るとともに、事業候補区間をすみやかに事業化すること。区施行の路線についても、財政的支援とともに、ノウハウの提供や技術的支援を継続して行うこと。

また、事業候補区間の選定に必要な地元のまちづくり推進の取り組みに対して、財政的・技術的支援を行うこと。

（3）東京外かく環状道路等の整備促進

東京圏の道路ネットワークの構築や交通問題の抜本的な改善のために、事業費の安定的な確保に取り組み、早期完成に向けて着実に整備を促進すること。

17 都市インフラの改善

オリンピック・パラリンピックの開催、首都直下地震が迫る中、都市としてのインフラの改善を図るため、次の方策を講じること。

(1) 国道の立体整備

交通安全・渋滞緩和のため、将来を見据えた国道の立体整備について、早期に着手し整備を図るよう、国へ働きかけること。

(2) 観光バス駐車場の整備

訪日外国人観光客の急増により、喫緊の課題となっている観光バス駐車場を整備する区への全額補助及び事業者に対する財政支援を行うこと。また、都有地を観光バスの駐車場として開放するとともに、国有地の活用等について国に働きかけること。

(3) 電線類の地中化の促進

災害に強く安全な都市基盤整備及び都市景観の向上を図るため、電線地中化に関する補助の拡充及び補助手続きの簡略化を行うとともに、狭小道路に対応した新工法の開発など、技術支援を行うこと。

(4) 駅のバリアフリー化等に係る補助制度の推進

地域の実情や利用実態を踏まえ、利用者の多い駅におけるホームドア、エレベーター等の設置について、補助制度の積極的な運用を推進すること。

(5) 羽田空港の機能強化に係る対応

騒音影響や安全管理など、懸念されている課題に対し、住民が納得することができる十分な検討及び説明を行うよう、国へ働きかけること。

18 災害対策の充実

切迫性が指摘される首都直下地震及び南海トラフ地震、近年の異常気象による大規模な水害等への対策の一層の充実を図るため、次の具体的な方策を講じること。

(1) 土砂災害防止対策の推進

急傾斜地崩壊対策事業の対象拡大をはじめ、既存建築物の建替えに対する支援策を拡充するなど、土砂災害防止対策を推進するよう、国に働きかけるとともに、都独自の支援策を創設すること。

(2) 帰宅困難者対策の推進

一斉帰宅抑制の周知徹底、帰宅困難者対策を実施する事業者への支援拡充を進めるとともに、一時滞在施設や帰宅支援ステーションの整備拡大、代替輸送手段の確保、備蓄品購入費の全額補助等、対策をより一層強化すること。

さらに、災害時の支援行為の促進、一時滞在施設の早急な確保のため、施設所有者等が善意で行った救護措置等の行為の結果について、賠償責任を問わないことを法改正等により明文化するよう、国に働きかけること。

(3) 高層住宅の防災対策の推進

高層住宅における防災対策を推進するため、ライフライン施設の安全化や既存高層住宅への防災備蓄倉庫の設置促進等、対策のより一層の充実を図ること。

(4) 上下水道管の耐震化

災害時のライフラインを安定的に確保するため、水道管・下水道管の老朽化対策、耐震化を早急に実現すること。

(5) 家具の転倒防止対策の促進

都営住宅や都民住宅等をはじめ、住宅における家具の転倒防止対策を促進するとともに、地震による出火の原因となる電気火災等の発生を阻止するため、感震ブレーカーの配備に関する補助制度を創設すること。

(6) 木密地域対策、密集住宅市街地整備促進事業等の一層の充実

木造住宅密集地域の防災性向上を図るため、都の防災都市づくり推進計画で定める整備地域以外の地区においても、不燃化特区制度と同様の支援が受けられるよう、制度を拡充すること。

また、住宅密集市街地における防災性と安全性を向上させるための老朽家屋対策など、整備地域に関わらず取り組みができるよう、新たな支援策を創設すること。

(7) 河川・下水道施設（貯留施設等）の整備の推進

河川の氾濫を防止するため、護岸改修等の治水対策を推進すること。また、市街地での浸水被害を防ぎ、治水安全度の向上を図るため、下水道施設の処理能力の増強等を推進すること。

(8) スーパー堤防整備等の事業促進

洪水・津波・高潮から都市機能を保全するため、スーパー堤防の早期整備や堤防の耐震化等を進めること。また、スーパー堤防

等を整備する際は、延焼火災時の水利を確保するため、消防車両が河川から取水できるようにすること。

(9) 大規模水害時における広域避難体制の構築

地域住民等の安全な避難体制が構築できるよう、関係機関との連携・調整を行い、自治体の枠を超えた広域避難を迅速かつ統一的に行うための体制を早期に整備すること。とりわけ、広域避難先の確保、広域避難の促進、広域避難開始の判断、鉄道事業者等の協力確保、河川管理者による堤防復旧や排水機能の拡充などに関する支援を行うこと。

(10) 消防団の体制強化

地震で想定される火災被害に対応するため、消防団の体制を強化すること。

(11) 広域避難場所の早急な整備及び避難誘導等の区との連携

都が管理する公園等の広域避難場所については、多くの避難者に対応するための設備等の整備を進めるとともに、都、管理委託事業者及び区が連携して応急活動を行う体制を整備すること。

また、都が管理する広域公園等の広域避難場所のうち、地震による液状化の可能性が高い公園等については、地盤改良等の措置を講じること。

(12) 建築物の耐震化における補助対象の拡充

住宅の所有者の耐震化に係る資金負担の軽減を図るため、東京都整備地域内住宅耐震化促進事業の補助対象を整備地域以外

にも広げること。

また、賃貸マンションを持つ個人や中小企業の耐震化に係る資金負担の軽減を図るため、東京都マンション耐震化促進事業の補助対象を分譲以外のすべてのマンションにも広げること。

さらに、特定既存耐震不適合建築物の所有者の耐震化に係る資金負担の軽減を図るため、耐震診断、補強設計、耐震改修工事に対する補助制度を創設すること。

19 放置自転車等対策の推進

駅周辺を中心とする放置自転車は、歩行者の通行を阻害し、都市景観を損なうなど、様々な弊害をもたらしている。

このため、「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、次の方策を講じること。

(1) 自転車等駐車場の整備促進

都が管理する道路内における自転車等駐車場整備を促進すること。また、都営交通事業者として、鉄道用地の無償提供等を行うこと。

(2) 放置自転車等の撤去

都が管理する道路内及び都営交通機関の駅周辺等においては、都が責任を持って、駐車中の自転車等の整理及び放置自転車等の撤去を行うこと。

(3) 特別区の取り組みに対する協力

特別区が行う駐車中の自転車等の整理及び放置自転車等の撤去等について、積極的に協力をすること。

(4) 自動二輪車等駐車対策の推進

自動二輪車や原動機付自転車等の放置、駐車違反に対して、道路交通法に基づく取締りを強化すること。

(5) 自転車シェアリングの普及促進

自転車シェアリングの利便性を高めるため、自転車ポートの設置を推進できるよう、さらなる施策を講じること。また、鉄道駅との連携を高めるため、鉄道事業者に自転車ポート整備を要請すること。

20 都市河川等の水質の改善

市街化された都市において、良好な生活環境を維持・発展させていくためには、都市を取り巻く環境の改善が重要である。河川等においても、水質改善を図るため、次の方策を講じること。

(1) 都市河川等の水質改善策の充実

雨水貯留施設や水再生センターにおける高度処理施設等の整備、河床のしゅんせつ工事の促進、汚濁水の監視の強化等、都市河川等の水質改善への取り組みを促進すること。また、強雨時の下水の越流水を抑制するために下水貯留施設の建設等を促進すること。

2 1 地球温暖化防止対策の推進

地球温暖化防止対策を推進するためには、業務、家庭部門における温室効果ガス排出量の削減対策が急務である。また、省エネに加え、新技術導入など新たな取り組みが必要である。

このため、次の方策を講じること。

(1) 温室効果ガス排出量削減に向けた取り組みの充実

C O P 2 1 を受け、温室効果ガス排出量削減に向けた具体的方策を示し、その具体的な取り組みを促すため、産業、業務、家庭部門への取り組み支援を充実させること。

(2) エネルギーの地産地消の促進

エネルギーの地産地消を促進するため、再生可能エネルギーの普及やエネルギーの融通のためのインフラ整備などを行うこと。

(3) 水素エネルギーの導入促進

水素エネルギーを活用した技術や製品の導入に係る補助・助成の拡充を図り、特別区についてもその対象とすること。また、一般向けの水素エネルギーに関する普及啓発を更に推進すること。

2 2 オリンピック・パラリンピック支援策の充実

2020年のオリンピック・パラリンピック大会の開催は、すべての人々がスポーツ活動に参画する契機となるばかりでなく、日本の文化や芸術の情報を発信する好機となる。選手、観客、観光客を安全に迎え、地域経済の活性化と雇用創出の機会とするためにも、特別区の実施する施策に対して財政支援を行い、次の方策を講じること。

(1) スポーツ振興の基盤づくり

オリンピック・パラリンピックを契機としたスポーツ振興の取り組みとして、運動施設の整備・改修・維持等に対する補助を行うとともに、整備・改修等により不足する区民のスポーツの場を確保するため、代替施設・暫定施設を整備すること。

また、地域スポーツクラブへの支援を強化し、事前キャンプ誘致にあたっては、海外選手団等の受入れ支援を行うこと。

機運の醸成にあたっては、子ども達への参画の機会を創出するとともに、スポーツイベントやスポーツ教室等の開催及び財政支援を行うこと。

あわせて、障害者スポーツの普及促進や専用施設整備の推進に取り組み、パラリンピック成功へ向けて障害者ニーズに沿った啓発ツールの充実等とともに、権利関係の手続きが不要な「オリンピック・パラリンピックの映像」や都独自のシンボルマーク等の作成、エンブレム等啓発物品の使用制限の緩和に取り組むこと。

さらに、効果的な機運の醸成を図る上で「東京都屋外広告物条例」による基準を緩和し、道路上の広告媒体でも企業による商品

広告の放映を可とすること。

(2) 来街者受入れの取り組み

海外からの観光客を迎えるための取り組みとして、無料Wi-Fi（公衆無線LAN）のさらなる整備、多言語対応サインの統一化とともに、サイン整備の補助制度の構築及び都用地への設置許可の推進を図ること。また、ホストタウン登録をする特別区への財政措置を講じること。

さらに、特別区が実施する観光施策及び文化プログラム関連事業に対して財政支援等を行うこと。

あわせて、商店街等が実施するホームページ構築等、接客力向上の事業に対しても経費の補助を行うこと。

(3) 開催都市にふさわしいまちづくり

オリンピック・パラリンピック開催地にふさわしい都市の形成に向け、所在区の意見を踏まえ歩行者の安全・安心に資する道路環境等を整備し、大会後の活用方法も見据えた公共・公益施設の配置や整備に取り組むこと。

また、サイバー攻撃・テロ等への治安対策に万全を期すること。

さらに、未利用エネルギーの活用、ヒートアイランド対策に加え、遮熱性舗装やミストを活用したクールスポットの整備補助の確実な配分、ビルピット臭気対策等の生活環境整備を行うとともに、交通不便地域での交通手段の確保等大会開催に伴う競技会場周辺の住民への影響に配慮すること。

(4) 推進体制の整備

区への情報提供を速やかに行い、開催に向けた推進体制を構築し、各区の役割等を明確化するとともに、開催準備に伴い派遣する区職員の人件費については全額負担すること。

また、ボランティア育成に関する支援・連携の強化を図るとともに、区民のスポーツ活動の振興を行う外郭団体に対する補助や既存補助事業の充実を行うこと。さらに、開催に伴い影響を受けるごみ収集作業への財政支援を行うこと。

＜要望事項別一覧＞

要 望 事 項		要 望 先 局
1	治安対策の強化	青少年・治安対策本部 警 視 庁
2	特別区都市計画交付金の拡充	総 務 局
3	都区の役割分担等に関する協議の実施	総 務 局 主 税 局 都 市 整 備 局
4	子育て支援策の充実	都 市 整 備 局 福 祉 保 健 局 教 育 庁
5	児童相談所設置の促進	財 務 局 福 祉 保 健 局
6	ホームレス自立支援策の充実	都 市 整 備 局 福 祉 保 健 局 産 業 労 働 局
7	障害者施策の充実	福 祉 保 健 局
8	高齢者福祉の充実	福 祉 保 健 局
9	都有財産の活用	財 務 局 福 祉 保 健 局
10	医療体制の充実と整備	福 祉 保 健 局
11	配偶者暴力の防止と被害者保護の充実	生 活 文 化 局 福 祉 保 健 局 警 視 庁
12	医療保険制度の充実	福 祉 保 健 局
13	住宅宿泊事業法関係業務等への支援	産 業 労 働 局 東 京 消 防 庁 警 視 庁
14	受動喫煙対策の推進	福 祉 保 健 局
15	交通システムの整備促進	都 市 整 備 局 交 通 局
16	都市計画道路等の整備促進	都 市 整 備 局 建 設 局

要 望 事 項		要 望 先 局
17	都市インフラの改善	都 市 整 備 局 産 業 労 働 局 建 設 局 警 視 庁
18	災害対策の充実	総務局、都市整備局、建設局、 港湾局、東京消防庁、交通局、 水道局、下水道局、教育庁
19	放置自転車等対策の推進	青少年・治安対策本部 環 境 局 建 設 局 交 通 局 警 視 庁
20	都市河川等の水質の改善	建 設 局 下 水 道 局
21	地球温暖化防止対策の推進	環 境 局
22	オリンピック・パラリンピック支援策の充実	オリンピック・パラリンピック準備局、 総務局、生活文化局、都市整備 局、環境局、福祉保健局、産業 労働局、建設局、下水道局、警 視庁

＜要望先局別一覧＞

要 望 先 局	要 望 事 項
青少年・治安対策本部	治安対策の強化 放置自転車等対策の推進
総 務 局	特別区都市計画交付金の拡充 都区の役割分担等に関する協議の実施 災害対策の充実 リビ°ック・パ°リビ°ック支援策の充実
財 務 局	児童相談所設置の促進 都有財産の活用
主 税 局	都区の役割分担等に関する協議の実施
生 活 文 化 局	配偶者暴力の防止と被害者保護の充実 リビ°ック・パ°リビ°ック支援策の充実
リビ°ック・パ°リビ°ック 準 備 局	リビ°ック・パ°リビ°ック支援策の充実
都 市 整 備 局	都区の役割分担等に関する協議の実施 子育て支援策の充実 ホームレス自立支援策の充実 交通システムの整備促進 都市計画道路等の整備促進 都市インフラの改善 災害対策の充実 リビ°ック・パ°リビ°ック支援策の充実
環 境 局	放置自転車等対策の推進 地球温暖化防止対策の推進 リビ°ック・パ°リビ°ック支援策の充実
福 祉 保 健 局	子育て支援策の充実 児童相談所設置の促進 ホームレス自立支援策の充実 障害者施策の充実 高齢者福祉の充実 都有財産の活用 医療体制の充実と整備 配偶者暴力の防止と被害者保護の充実 医療保険制度の充実 受動喫煙対策の推進 リビ°ック・パ°リビ°ック支援策の充実
産 業 労 働 局	ホームレス自立支援策の充実 住宅宿泊事業法関係業務等への支援 都市インフラの改善 リビ°ック・パ°リビ°ック支援策の充実

要望先局	要望事項
建設局	都市計画道路等の整備促進 都市インフラの改善 災害対策の充実 放置自転車等対策の推進 都市河川等の水質の改善 オリンピック・パラリンピック支援策の充実
港湾局	災害対策の充実
東京消防庁	住宅宿泊事業法関係業務等への支援 災害対策の充実
交通局	交通システムの整備促進 災害対策の充実 放置自転車等対策の推進
水道局	災害対策の充実
下水道局	災害対策の充実 都市河川等の水質の改善 オリンピック・パラリンピック支援策の充実
教育庁	子育て支援策の充実 災害対策の充実
警視庁	治安対策の強化 配偶者暴力の防止と被害者保護の充実 住宅宿泊事業法関係業務等への支援 都市インフラの改善 放置自転車等対策の推進 オリンピック・パラリンピック支援策の充実